

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No				
基準	1 一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2 大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3 カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12 フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21 塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22 クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23 クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24 ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25 ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26 臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27 総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28 トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29 ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30 ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31 ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32 亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33 アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43 2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44 非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47 pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48 味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49 臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50 色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51 濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

## 水質管理目標設定項目

項目内容		実施検査頻度	設定理由
No	項目名		
管理	1 アンチモン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	2 ウラン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	3 ニッケル及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	4 削除	—	—
管理	5 1,2-ジクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	6 削除	—	—
管理	7 削除	—	—
管理	8 トルエン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	9 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	10 亜塩素酸	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	11 削除	—	—
管理	12 二酸化塩素	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	13 ジクロロアセトニトリル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	14 抱水クロラール	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	15 農薬類	1回/年	全ての項目 (次ページ) を対象に確認を行うため
管理	16 残留塩素	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	18 マンガン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	19 遊離炭酸	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	20 1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	23 臭気強度 (TON)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	24 蒸発残留物	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	25 濁度	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	26 pH値	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	27 腐食性 (ランゲリア指数)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	28 従属栄養細菌	1回/年	水道施設の健全性を判断するため
管理	29 1,1-ジクロロエチレン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	30 アルミニウム及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	1回/年	水質変化の確認を行うため

○ 水質管理目標設定項目は、浄水場系統において給水人口が多い (500人以上)、全ての配水系統で実施します。

## その他の項目

追加	1 放射性セシウム (セシウム134及び137)	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	--------------------------	------	------------------

## 毎日検査項目

毎日	1 色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2 濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3 消毒の残留効果 (残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

水質管理目標設定項目（農薬）

No.15 農薬類は、下記の115項目全てについて実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラポン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イブフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンプロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシ銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャプタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロルニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップブチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオファネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロパミド
69	パラコート
70	ピペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリプチカルブ
76	ピロキロン
77	フィプロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MP P)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクロール
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ペンシクロン
98	ベンゾビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベンタゾン
101	ペンディメタリン
102	ベンフラカルブ
103	ベンフルラリン (ベスロジン)
104	ベンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCP P)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセート
114	メプロニル
115	モリネート